

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、翌日)

目次

◇告 示 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの

土地改良事業の認可

土地改良事業計画等の適否の決定

土地の用途廃止

道路の区域の変更

◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施

道路交通の規制に関する規程の一部改正

◇正 誤 昭和四十四年十二月衆議院議員選挙鳥取県選挙区選挙長告示第二号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百五十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国業第二三八号	米 田 淑 子	昭和四十四年十一月二十七日
第二四〇号	齊 尾 万 寿 子	十二月 四日

鳥取県告示第七百五十五号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（三保地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百五十六号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良（馬場地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百五十七号

昭和四十四年十月一日付けで西伯郡中山町羽田井萩原農業協同組合長大川賢作から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年十二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十二月十二日から用途廃止した。

昭和四十四年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡八東町大字北山字溝田一三二ノ二番地先から一三二ノ四番地先まで		一〇・九七	水路敷

鳥取県告示第七百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十四年十二月十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十四年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	変更前後別	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	宝木停車場線	変更前	気高郡気高町大字宝木字瀬戸田九〇三の四の先から	四・〇	七〇一・〇
		変更後	六畝田七〇三の先まで	一三・〇	
		変更前	気高郡気高町大字宝木字上河原一〇八の一の先から	五・〇	四四四・〇
		変更後	建の上三二八の一の先まで	一〇・〇	
県道	高路古海線	変更前	鳥取市古海字五反田の一五六〇の一の先から	六・〇	二二九・〇
		変更後	一まで	六・五	
県道	高路古海線	変更前	鳥取市古海字瀬戸田の一六六四の一の先から	六・〇	六二二・二
		変更後	七四八の六の先まで	八・三	

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十六号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月十九日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十四年十二月二十六日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市相生町三の一二四 内 村 美三子

鳥取県公安委員会告示第六十七号

道路交通の規制に関する規程(昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号)の一部を次のように改正し、昭和四十四年十二月二十六日から施行する。

昭和四十四年十二月十九日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

別表第一の四の2の次に3として次のように加える。

3 市道中浜 小篠津町四七九番 二〇〇 大型自動車(終日(日曜
四〇号線 先から同町三八六 車を除く。日及び祝日
番先までの間 及び大型特殊 禁止しない。)

別表第五の一中152を155とし、131 から151までをろろずつ繰り下げ、130を次のように改める。

131 " 七四八番六先 一 大井手土地改良区事務所前

132 徳尾二七番先 一 稲本商店前

133 " 一五三番二先 一 大正橋西詰

別表第五の一中129を130とし、86から128までを1ずつ繰り下げ、85の次に

86として次のように加える。

86 " 四二三番先 一 宏栄立川店前

別表第五の三中42を51とし、40及び41を9ずつ繰り下げ、49の前に47及び48として次のように加える。

47 上古川九九番先 一 上小鴨郵便局前

48 " 一六七番五先 一 倉吉市農協上小鴨支所前

別表第五の三中39を46とし、36から38までを7ずつ繰り下げ、43の前に42として次のように加える。

42 " 二三〇番先 一 バイパス取付口

別表第五の三中35を41とし、41の前に40として次のように加える。

40 " 五番一先 一 味園前

別表第五の三中34を39とし、29から33までを5ずつ繰り下げ、34の前に33として次のように加える。

33 " 二〇番一〇先 一 鴨川橋西詰

別表第五の三中28を32とし、32の前に29、30及び31として次のように加える。

29 中河原四〇五番先 一 小鴨駅入口

30 " 五〇八番二先 一 中河原保育園入口

31 " 六二二番先 一 長坂入口

別表第五の三中27を28とし、14から26までを1ずつ繰り下げ、12及び13を次のように改める。

13 福吉町一、三九〇番先十字路 四 出口十字路

14 旭田町八九番先十字路 二 出光ガソリンスタンド前

別表第五の三中11を12とし、10を11とし、9を次のように改める。

9 堺町二丁目二五二番先 一 井川商店前

10 " 九四五番先 一 堺町十字路

別表第五の六中60を66とし、56から59までを6ずつ繰り下げ、62の前に61として次のように加える。

61 " 大字三吉六五六番一先 一 智頭町農協土師支所前

別表第五の六中55を60とし、52から54までを5ずつ繰り下げ、57の前に56として次のように加える。

56 " 大字市瀬七九二番二先 一 西川方前

別表第五の六中51を55とし、48から50までを4ずつ繰り下げ、52の前に

51として次のように加える。

51 " 一、一三一番九先 一 坂本製材前

別表第五の六中47を50とし、33から46までを3ずつ繰り下げ、36の前に35として次のように加える。

35 " 大字小船八八一番先 一 小椋方前

別表第五の六中32を34とし、30及び31を2ずつ繰り下げ、32の前に31として次のように加える。

31 " 二八四番六先 一 浅井警察官駐在所前

別表第五の六中29を30とし、20から28までを1ずつ繰り下げ、19の次に20として次のように加える。

20 " 大字牛戸一七五番一先 一 西郷小学校入口

別表第五の八中49を51とし、22から48までを2ずつ繰り下げ、24の前に23として次のように加える。

23 " 一、三一九番先十字路 二 関金橋南詰

別表第五の八中21を22とし、2から20までを1ずつ繰り下げ、1を次のように改める。

1 羽合町大字田後三〇五番九先 一 日ノ丸ハイヤー株式会社
田後営業所前

2 " 三四八番一先十字路 三 信号機設置

別表第五の十中26を28とし、9から24までを2ずつ繰り下げ、8を次のように改める。

9 日野町根雨八番二先 一 国鉄根雨保線支区前

10 " 一三五番先 一 根雨小学校前

別表第五の十中7を8とし、3から6までを1ずつ繰り下げ、2の次に3として次のように加える。

3 " 一、一六六番先 一 三栄入口
 別表第七の二の(二)中9を10とし、8を9とし、7を次のように改める。

7 県道米子 上後藤三一〇番先
 境線 から河崎一、〇〇番先
 八番一先までの間 一、一〇〇 " "

8 " 夜見町二、一九〇番先から富益町一、二七〇番先までの間 七五〇 " "

別表第七の二の(六)中18を19とし、17を18とし、16の次に17として次のように加える。

17 " 用瀬町大字別府三一四番一先から同大字一〇五番一先までの間 一、〇〇〇 " "

別表第十の三中16を19とし、6から15までを3ずつ繰り下げ、9の前に7及び8として次のように加える。

7 旭田町八九番先 出光ガソリンスタンド前

8 金森町一八番先 井中方前

別表第十の三中5を6とし、4を5とし、3の次に4として次のように加える。

4 堺町三丁目五六番先 金森方前

別表第十の六中28を29とし、27の次に28として次のように加える。

28 " 大字市瀬無番先 智頭トンネル北側旧道出口

別表第十の六中29の次に30及び31として次のように加える。

30 " 大字早瀬六七一番先 旧道出口

31 " 大字野原一七四番先 那岐森林組合横

別表第十の十中14を16とし、7から13までを2ずつ繰り下げ、9の前に8として次のように加える。

8 " 本郷無番先 小川尻橋北詰東側

別表第十の十中6を7とし、5を6とし、4の次に5として次のように加える。

5 " 三三八番三先 バイパス入口

別表第十一の二中3から7までを次のように改める。

3 一般国道一八〇号 長砂町四七九番先
 及び都市計画街路 目一七三番先まで
 米子中央線 間の間 一、八〇〇 " "

4 一般国道一八〇号 車尾二五八番先か
 及び市道 車尾茶町九番先までの間 三、〇〇〇 " "

5 一般国道一八〇号 米子境線 枇町二丁目一番先
 及び市道 八番一先までの間 四、二〇〇 " 七時から一九時まで

6 県道米子新見 枇町二丁目一九一
 石見新見線 番先から道笑町二丁目二〇〇番先までの間のうち米子駅側 三〇〇 " 終日

7 " 道笑町二丁目二〇〇番先から目久美町一三五番先までの間 一、二〇〇 " "

別表第十一の二の12を次のように改める。

12. 県道皆生 西福原五四八番先
 び原線及 一から皆生一、八七
 生中央線 一番先までの間
 三、一〇〇
 車両(二
 輪及び軽
 車)を除く

別表第十一の二中40を41とし、39を40とし、38を次のように改める。

39 市道道笑 道笑町一丁目一
 町道及 一番先から灘町一
 道笑町旧 丁目一〇五番先ま
 国道線 での間
 一、五五〇
 " 終日

別表第十一の二中37を38とし、36を37とし、35の次に36として次のように加える。

36 市道福生 皆生一三九番先か
 下場線 ら上福原一、五一
 八番二一先までの間
 九〇〇
 車両(二
 輪及び自
 転車を除く)

別表第十一の四の4を次のように改める。

4 県道米子 上道町二、一七一
 境線及び 番先から外江町一、
 米子線 七五三番先までの間
 三、四〇〇
 " " " "

別表第十一の十の3を次のように改める。

3 日野町根雨七一
 番二先から同地内
 六八九番先までの間
 三〇〇
 車両(二
 輪及び軽
 車)を除く

別表第十一の十一を次のように改める。

十一 米子市・境港市

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

路線名 場 所 (メートル) 対象時間

県道米子 米子市大篠津町一
 九〇番先から境港
 市佐斐神町一、二
 五二番先までの間
 一、八〇〇
 車両(二
 輪及び軽
 車)を除く 終日

正 誤

昭和四十四年十二月衆議院議員選挙鳥取県選挙区選挙長告示第二号(衆議院議員総選挙における候補者としての届出について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤 正
 二 運輸新聞社社長 運輸新聞社社長